

平成30年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率報告書

呉 市

# 目 次

## 1 平成30年度健全化判断比率報告書

(1) 総括表	1
(2) 実質赤字比率	2
(3) 連結実質赤字比率	3
(4) 実質公債費比率	4
(5) 将来負担比率	5

## 2 平成30年度資金不足比率報告書

(1) 総括表	6
(2) 法適用企業	7
(3) 法非適用企業	8

# 1 平成30年度健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率を次のとおり報告する。

## (1) 総括表

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
30年度決算	—	—	10.5	86.6
29年度決算	—	—	11.0	82.1
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」としている。

## 【参考】比率の概要

区 分	概 要
<b>実質赤字比率</b> (一般会計等の実質赤字の比率)	市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の資金不足額(いわゆる赤字額)を標準財政規模(市の一般財源の標準的な規模をいう。以下同じ。)の額で除したもの
<b>連結実質赤字比率</b> (全ての会計の実質赤字の比率)	市の全ての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体の歳出に対する歳入の資金不足額を、標準財政規模の額で除したもの
<b>実質公債費比率</b> (公債費等の比重を示す比率)	市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除したものの過去3か年の平均値
<b>将来負担比率</b> (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえた比率)	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除したもの

## (2) 実質赤字比率

### ア 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A-B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実質収支額		比較 E-F
					30年度 E (C-D)	29年度 F	
一般会計	107,984,669	104,265,799	3,718,870	991,360	2,727,510	1,046,506	1,681,004
公園墓地事業	4,140	4,140	0	0	0	0	0
地域下水道事業	20,969	19,157	1,812	0	1,812	3,140	△ 1,328
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	162,644	47,031	115,613	115,613	0	0	0
合計	108,172,422	104,336,127	3,836,295	1,106,973	2,729,322	1,049,646	1,679,676

(単位：千円)

イ 標準財政規模	55,502,958	55,840,483	△ 337,525
うち、臨時財政対策債発行可能額	3,853,364	3,806,543	46,821

(単位：%)

ウ 実質赤字比率	—	—	—
(参考：実質収支比率)	(4.91)	(1.87)	(3.04)

注) 実質赤字額がない場合は、「—」としている。

#### 【算定方法】

$$\text{実質赤字比率 } \text{ウ} = \frac{\text{アのE欄の合計 (※マイナスの場合のみ)}}{\text{イ}}$$

### (3) 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区 分	30年度 A	29年度 B	比較 (A-B)
ア 一般会計等の実質収支額	2,729,322	1,049,646	1,679,676
イ 特別会計の実質収支額	989,204	1,756,219	△ 767,015
国民健康保険事業（事業勘定）特別会計	574,783	1,065,442	△ 490,659
国民健康保険事業（直診勘定）特別会計	0	0	0
後期高齢者医療事業特別会計	161,781	154,084	7,697
介護保険事業（保険勘定）特別会計	248,425	536,693	△ 288,268
介護保険事業（サービス勘定）特別会計	0	0	0
駐車場事業特別会計	4,215	0	4,215
ウ 公営企業会計等の資金不足額又は資金剰余額	3,815,228	3,981,524	△ 166,296
病院事業会計	159,461	162,886	△ 3,425
水道事業会計	1,854,731	1,882,150	△ 27,419
工業用水道事業会計	773,964	717,242	56,722
下水道事業会計	1,026,109	1,219,246	△ 193,137
集落排水事業特別会計	0	0	0
地方卸売市場事業特別会計	963	0	963
野呂高原ロッジ事業特別会計	0	0	0
港湾整備事業特別会計	0	0	0
内陸土地造成事業特別会計	0	0	0
臨海土地造成事業特別会計	0	0	0
合 計 (ア+イ+ウ)	7,533,754	6,787,389	746,365

(単位：千円)

エ 標準財政規模	55,502,958	55,840,483	△ 337,525
----------	------------	------------	-----------

(単位：%)

オ 連結実質赤字比率	—	—	—
(参考：連結実質収支比率)	(13.57)	(12.15)	(1.42)

注) 連結実質赤字額がない場合は、「—」としている。

#### 【算定方法】

$$\text{連結実質赤字比率 オ} = \frac{\text{ア+イ+ウ (マイナスの場合のみ)}}{\text{エ}}$$

#### (4) 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	30年度 A	29年度 B	比較 (A-B)
ア 元利償還金 (公債費充当一般財源等額)	11,343,944	11,533,788	△ 189,844
イ 準元利償還金	2,876,360	2,990,431	△ 114,071
満期一括償還地方債に係る年度割相当額	0	0	0
公営企業債の元利償還金に対する繰入金	1,843,538	1,897,342	△ 53,804
組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等	0	0	0
債務負担行為に基づく支出額 (公債費に準ずるもの)	1,031,794	1,092,503	△ 60,709
一時借入金の利子	1,028	586	442
合 計 (ア+イ)	14,220,304	14,524,219	△ 303,915
ウ 基準財政需要額に算入された公債費	8,148,927	8,055,468	93,459
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (元利償還分)	7,202,373	6,906,194	296,179
事業費補正に係る基準財政需要額 (元利償還分)	937,954	1,140,741	△ 202,787
密度補正に係る基準財政需要額 (元利償還分)	8,600	8,533	67
エ 基準財政需要額に算入された準公債費	1,626,273	1,648,776	△ 22,503
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (準元利償還分)	861,425	904,553	△ 43,128
事業費補正に係る基準財政需要額 (準元利償還分)	736,274	713,287	22,987
密度補正に係る基準財政需要額 (準元利償還分)	28,574	30,936	△ 2,362
合 計 (ウ+エ)	9,775,200	9,704,244	70,956

(単位：千円)

オ 標準財政規模	55,502,958	55,840,483	△ 337,525
----------	------------	------------	-----------

(単位：%)

カ 実質公債費比率 (単年度数値)	9.7	10.4	△ 0.7
-------------------	-----	------	-------

(参考：28年度 11.5, 27年度 11.4)

実質公債費比率 (3か年平均)	10.5	11.0	△ 0.5
-----------------	------	------	-------

#### 【算定方法】

$$\text{実質公債費比率 (単年度数値) カ} = \frac{(\text{ア+イ}) - (\text{ウ+エ}) \text{ 【4,445,104千円】}}{\text{オ} - (\text{ウ+エ}) \text{ 【45,727,758千円】}}$$

※【 】は平成30年度数値

## (5) 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	30年度 A	29年度 B	比較 (A-B)
ア 将来負担額	173,545,954	175,556,262	△ 2,010,308
一般会計等に係る地方債の現在高	124,834,686	122,691,973	2,142,713
債務負担行為に基づく支出予定額 (斎場整備事業)	617,842	1,640,095	△ 1,022,253
公営企業債等繰入見込額 (下水道事業会計繰出分, 阿賀マリノ一般会計支援分等)	30,260,097	31,880,237	△ 1,620,140
組合等負担等見込額	0	0	0
退職手当負担見込額 (市長事務局, 教育委員会, 消防等)	17,105,608	18,598,790	△ 1,493,182
設立法人の負債額等負担見込額 (土地開発公社負債額等)	727,721	745,167	△ 17,446
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
イ 将来負担額の控除財源	133,927,784	137,648,270	△ 3,720,486
充当可能基金 (財政調整基金, 減債基金等)	13,718,665	15,936,159	△ 2,217,494
充当可能な特定歳入 (都市計画税, 住宅使用料等)	15,521,979	16,927,772	△ 1,405,793
基準財政需要額算入見込額	104,687,140	104,784,339	△ 97,199
ウ 標準財政規模	55,502,958	55,840,483	△ 337,525
エ 算入公債費等の額	9,775,200	9,704,244	70,956

(単位：%)

オ 将来負担比率	86.6	82.1	4.5
----------	------	------	-----

### 【算定方法】

$$\text{将来負担比率 オ} = \frac{\text{ア - イ} \quad \text{【39,618,170千円】}}{\text{ウ - エ} \quad \text{【45,727,758千円】}}$$

※【 】は平成30年度数値

## 2 平成30年度資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、資金不足比率を次のとおり報告する。

### (1) 総括表

(単位：%)

区 分	法適用企業			
	病 院 事 業	水 道 事 業	工 業 用 水 道 事 業	下 水 道 事 業
30 年 度 決 算	—	—	—	—
29 年 度 決 算	—	—	—	—
経 営 健 全 化 基 準	20.0			

注) 資金不足額がない場合は、「—」としている。

(単位：%)

区 分	法非適用企業					
	宅地造成事業以外				宅地造成事業	
	集 落 排 水 事 業	地 方 卸 売 市 場 事 業	野 呂 高 原 ロ ッ ジ 事 業	港 湾 整 備 事 業	内 陸 土 地 造 成 事 業	臨 海 土 地 造 成 事 業
30 年 度 決 算	—	—	—	—	—	—
29 年 度 決 算	—	—	—	—	—	—
経 営 健 全 化 基 準	20.0					

注) 資金不足額がない場合は、「—」としている。

### 【参考】比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の比率)	一般会計等の実質収支に当たる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したもの



## (2) 法適用企業

ア 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業

(ア) 資金不足額

(単位：千円)

会計名	流動負債額 A	算入地方債 の現在高 B	流動資産額 C	解消可能 資金不足額 D	資金不足額又は資金剰余額		比較 E-F
					30年度 E (A+B-C-D)	29年度 F	
病院事業	54,036	0	213,497	0	△ 159,461	△ 162,886	3,425
水道事業	778,262	0	2,632,993	0	△ 1,854,731	△ 1,882,150	27,419
工業用水道事業	184,999	0	958,963	0	△ 773,964	△ 717,242	△ 56,722
下水道事業	1,226,277	93,000	2,345,386	0	△ 1,026,109	△ 1,219,246	193,137

注1) 流動負債は、建設改良費等の財源に充てるための企業債等の控除額を除く。

注2) 流動資産は、控除財源等の控除額を除く。

(イ) 事業の規模

(単位：千円)

会計名	営業収益の額 G	受託工事 収益の額 H	事業の規模		比較 I-J
			30年度 I (G-H)	29年度 J	
病院事業	506,582	0	506,582	521,876	△ 15,294
水道事業	4,953,155	116,285	4,836,870	5,164,192	△ 327,322
工業用水道事業	521,185	0	521,185	586,432	△ 65,247
下水道事業	4,361,857	0	4,361,857	4,527,355	△ 165,498

(ウ) 資金不足比率

(単位：%)

会計名	30年度 K	29年度 L	比較 K-L
病院事業	—	—	—
水道事業	—	—	—
工業用水道事業	—	—	—
下水道事業	—	—	—

注) 資金不足額がない場合は、「—」としている。

【算定方法】

$$\text{資金不足比率 (ウ)} = \frac{\text{E (プラスの場合のみ)}}{\text{I}}$$

### (3) 法非適用企業

#### ア 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業

##### (ア) 資金不足額

(単位：千円)

会計名	歳出額 A	算入地方債 の現在高 B	歳入額 C	解消可能 資金不足額 D	資金不足額又は資金剰余額		比較 E-F
					30年度 E (A+B-C-D)	29年度 F	
集落排水事業	512,415	18,200	512,421	18,200	0	0	0
地方卸売市場事業	74,269	0	75,232	0	△ 963	0	△ 963
野呂高原ロッジ事業	28,576	0	28,576	0	0	0	0
港湾整備事業	860,035	0	860,035	0	0	0	0

注) 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

##### (イ) 事業の規模

(単位：千円)

会計名	営業収益の額 G	受託工事 収益の額 H	事業の規模		比較 I-J
			30年度 I (G-H)	29年度 J	
集落排水事業	50,008	0	50,008	52,076	△ 2,068
地方卸売市場事業	75,041	0	75,041	76,618	△ 1,577
野呂高原ロッジ事業	61,174	0	61,174	94,475	△ 33,301
港湾整備事業	467,071	0	467,071	455,804	11,267

##### (ウ) 資金不足比率

(単位：%)

会計名	30年度 K	29年度 L	比較 K-L
集落排水事業	—	—	—
地方卸売市場事業	—	—	—
野呂高原ロッジ事業	—	—	—
港湾整備事業	—	—	—

注) 資金不足額がない場合は、「—」としている。

#### 【算定方法】

$$\text{資金不足比率 (ウ)} = \frac{\text{E (プラスの場合のみ)}}{\text{I}}$$

イ 宅地造成事業を行う法非適用企業

(ア) 資金不足額

(単位：千円)

会計名	歳出額 A	算入地方債の 現在高 B	歳入額 C	土地収入 見込額 D	解消可能 資金不足額 E	計 F (A+B-C-D-E)
内陸土地造成事業	15,071	0	15,071	190,253	0	△ 190,253
臨海土地造成事業	1,235,527	0	1,239,344	6,416,752	0	△ 6,420,569

注1) 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

注2) 土地収入見込額は、完成後売出しを開始している土地について、帳簿価格と時価を比較し、いずれか低い額を計上している。

(単位：千円)

会計名	地方債残高 G	長期 借入額 H	計 I (G+H)	資金不足額又は資金剰余額		比較 J-K
				30年度 J	29年度 K	
内陸土地造成事業	468,000	0	468,000	0	0	0
臨海土地造成事業	13,566,000	0	13,566,000	0	0	0

(イ) 事業の規模

(単位：千円)

会計名	事業の規模		比較 L-M
	30年度 L	29年度 M	
内陸土地造成事業	468,000	480,100	△ 12,100
臨海土地造成事業	13,566,000	14,632,000	△ 1,066,000

(ウ) 資金不足比率

(単位：%)

会計名	30年度 N	29年度 O	比較 N-O
内陸土地造成事業	—	—	—
臨海土地造成事業	—	—	—

注) 資金不足比率がない場合は、「—」としている。

【算定方法】

$$\text{資金不足比率 (ウ)} = \frac{\text{J (プラスの場合のみ)}}{\text{L}}$$

【資料】

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	公園墓地事業特別会計				
		地域下水道事業特別会計				
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業（事業勘定）特別会計	資金不足比率（会計ごとに算定）			
		国民健康保険事業（直診勘定）特別会計				
		後期高齢者医療事業特別会計				
		介護保険事業（保険勘定）特別会計				
		介護保険事業（サービス勘定）特別会計				
		駐車場事業特別会計				
	法適用企業	病院事業会計				
		水道事業会計				
		工業用水道事業会計				
	法非適用企業	下水道事業会計				
		集落排水事業特別会計				
		地方卸売市場事業特別会計				
		野呂高原ロッジ事業特別会計				
		港湾整備事業特別会計				
		内陸土地造成事業特別会計				
臨海土地造成事業特別会計						
一部事務組合及び広域連合等	広島県後期高齢者医療広域連合					
地方公社・第三セクター等	呉市土地開発公社， 広島県信用保証協会， (一財)呉海員会館， 齋島汽船(株)					

【中核市】平成29年度 財政指標一覧表

(単位:%)

番号		都市名	実質赤字 比率	実質連結 赤字比率	順位	実質公債 費比率	順位	将来負担 比率
1	北海道	函館市	—	—	31	7.9	28	61.1
2	北海道	旭川市	—	—	30	7.8	40	95.4
3	青森県	青森市	—	—	48	15.3	43	104.3
4	青森県	八戸市	—	—	37	9.5	46	124.9
5	岩手県	盛岡市	—	—	37	9.5	32	64.3
6	秋田県	秋田市	—	—	40	10.2	39	83.6
7	福島県	郡山市	—	—	22	5.6	1	—
8	福島県	いわき市	—	—	33	8.3	20	29.7
9	栃木県	宇都宮市	—	—	18	5.0	13	6.4
10	群馬県	前橋市	—	—	35	8.4	33	66.8
11	群馬県	高崎市	—	—	25	6.0	21	32.5
12	埼玉県	川越市	—	—	21	5.5	34	69.5
13	埼玉県	越谷市	—	—	31	7.0	28	37.6
14	千葉県	船橋市	—	—	4	0.0	14	7.5
15	千葉県	柏市	—	—	13	4.1	1	—
16	東京都	八王子市	—	—	2	△ 0.5	1	—
17	神奈川県	横須賀市	—	—	26	6.3	24	45.5
18	富山県	富山市	—	—	42	11.6	44	115.3
19	石川県	金沢市	—	—	33	8.3	31	62.3
20	長野県	長野市	—	—	6	2.0	25	46.2
21	岐阜県	岐阜市	—	—	17	4.6	1	—
22	愛知県	豊橋市	—	—	15	4.4	26	46.6
23	愛知県	岡崎市	—	—	1	△ 1.2	1	—
24	愛知県	豊田市	—	—	11	3.4	1	—
25	滋賀県	大津市	—	—	9	2.8	16	17.0
26	大阪府	豊中市	—	—	19	5.1	11	2.6
27	大阪府	高槻市	—	—	5	0.2	1	—
28	大阪府	枚方市	—	—	3	△ 0.3	1	—
29	大阪府	東大阪市	—	—	15	4.4	15	8.7
30	兵庫県	姫路市	—	—	14	4.2	12	3.7
31	兵庫県	尼崎市	—	—	46	13.5	42	102.6
32	兵庫県	西宮市	—	—	10	3.2	17	18.9
33	奈良県	奈良市	—	—	45	12.7	47	161.1
34	和歌山県	和歌山市	—	—	43	11.7	45	118.7
35	岡山県	倉敷市	—	—	24	5.8	23	42.7
36	広島県	呉市	—	—	41	11.0	38	82.1
37	広島県	福山市	—	—	7	2.1	1	—
38	山口県	下関市	—	—	39	10.0	41	101.1
39	香川県	高松市	—	—	36	8.7	35	69.8
40	愛媛県	松山市	—	—	29	7.4	30	61.2
41	高知県	高知市	—	—	47	14.7	48	164.4
42	福岡県	久留米市	—	—	12	3.6	19	26.5
43	長崎県	長崎市	—	—	28	7.1	36	77.0
44	長崎県	佐世保市	—	—	20	5.2	1	—
45	大分県	大分市	—	—	23	5.7	22	42.3
46	宮崎県	宮崎市	—	—	31	7.9	27	51.6
47	鹿児島県	鹿児島市	—	—	8	2.7	18	21.0
48	沖縄県	那覇市	—	—	44	12.2	37	77.5
平均			—	—		6.5		49.0

## 【県内市】平成29年度 財政指標一覧表

(単位:%)

番号	都市名	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	順位	実質公債 費比率	順位	将来負担 比率
1	広島市	-	-	12	13.8	14	199.6
2	呉市	-	-	10	11.0	10	82.1
3	竹原市	-	-	8	8.7	8	63.4
4	三原市	-	-	6	7.0	4	35.3
5	尾道市	-	-	4	6.6	5	36.2
6	福山市	-	-	2	2.1	1	-
7	府中市	-	-	9	9.6	9	72.2
8	三次市	-	-	7	7.5	6	48.7
9	庄原市	-	-	13	15.1	12	124.8
10	大竹市	-	-	14	16.7	13	167.8
11	東広島市	-	-	1	0.8	1	-
12	廿日市市	-	-	5	6.8	7	54.5
13	安芸高田市	-	-	11	13.7	11	88.1
14	江田島市	-	-	3	6.1	3	10.1
平均		-	-	/	9.0	/	70.2

平成 30 年 度

呉市健全化判断比率及び資金不足比率

審査意見書

呉市監査委員



呉 監 第 134 号  
令和元年 8 月 21 日

呉市長 新 原 芳 明 様

呉市監査委員 奥 野 彰  
同 迫 正 博  
同 岩 原 昇



平成30年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見につ  
いて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の  
規定により、審査に付された平成30年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率  
並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、別紙のとおり意見  
を決定したので提出します。



# 目 次

## 平成30年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の概要	1
第4	審査の結果	1
1	健全化判断比率	2
(1)	健全化判断比率の状況	2
ア	実質赤字比率	2
イ	連結実質赤字比率	2
ウ	実質公債費比率	3
エ	将来負担比率	4
(2)	是正改善を要する事項	5
2	資金不足比率	6
(1)	資金不足比率の状況	6
(2)	是正改善を要する事項	6

# 平成30年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和元年7月4日から8月14日まで

## 第3 審査の概要

この審査は，市長から提出された平成30年度（以下「当年度」という。）健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認めた。

なお，各比率の状況及び是正改善を要する事項並びに審査意見は，次のとおりである。

## 1 健全化判断比率

### (1) 健全化判断比率の状況

健全化判断比率の状況は、第1表のとおりである。

第1表 健全化判断比率の状況

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減	早期健全化基準
	%	%	ポイント	%
実質赤字比率	—	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25
実質公債費比率	10.5	11.0	△ 0.5	25.0
将来負担比率	86.6	82.1	4.5	350.0

(注) 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示している。

2 各比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

#### ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等（一般会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、公園墓地事業特別会計及び地域下水道事業特別会計をいう。以下同じ。）について、歳出に対する歳入の資金不足額を標準財政規模（標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいう。以下同じ。）で除したものである。

当年度の一般会計等の実質収支額は2,729,322千円の黒字となっており、対象となる全ての会計においても、実質赤字額は発生していない。

については、引き続き健全な財政運営の確保に努められたい。

#### イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等に公営事業会計（16会計）を合わせた全会計（20会計）の赤字額と黒字額を合算して、市全体の歳出に対する歳入の資金不足額を標準財政規模で除したものである。

当年度の連結実質収支額は7,533,754千円の黒字となっており、対象となる全ての会計においても、実質赤字額は発生していない。

については、引き続き健全な財政運営の確保に努められたい。

## ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない公債費の返済額から返済に充当した特定財源を控除した経費（以下「元利償還金」という。）及びこれに準じた経費（以下「準元利償還金」という。）を標準財政規模を基本とした額で除したものの過去3か年の平均値である。

当年度の実質公債費比率は10.5%で、前年度に比べ0.5ポイント低下し、早期健全化基準（25.0%）を下回っている。

ここで、当年度の実質公債費比率の算定基礎は平成28年度から当年度までの数値であり、平成29年度の算定基礎は平成27年度から平成29年度までの数値であることから、重複していない当年度と平成27年度を単年度で比較してみると、第2表のとおりである。

第2表 単年度数値の比較表

区 分	(単位 千円, %)				
	平成30年度	平成27年度	増 減	増減率	
元利償還金	11,343,944	12,470,962	△ 1,127,018	△ 9.0	
準元利償還金	2,876,360	3,304,102	△ 427,742	△ 12.9	
合 計 (A)	14,220,304	15,775,064	△ 1,554,760	△ 9.9	
基準財政需要額に算入された公債費	8,148,927	8,620,009	△ 471,082	△ 5.5	
基準財政需要額に算入された準公債費	1,626,273	1,740,203	△ 113,930	△ 6.5	
合 計 (B)	9,775,200	10,360,212	△ 585,012	△ 5.6	
標準財政規模 (C)	55,502,958	58,015,665	△ 2,512,707	△ 4.3	
(A) - (B)	4,445,104	5,414,852	△ 969,748	△ 17.9	
(C) - (B)	45,727,758	47,655,453	△ 1,927,695	△ 4.0	
実質公債費比率 (単年度数値)	$\frac{(A) - (B)}{(C) - (B)}$	9.7	11.4	△ 1.7	-

当年度は、平成27年度に比べ、実質公債費比率の単年度数値が1.7ポイント低下している。

この主な要因は、普通交付税等の減により標準財政規模が2,512,707千円減少し、分母((C)-(B))で1,927,695千円(4.0%)、元利償還金が1,127,018千円減少し、分子((A)-(B))で969,748千円(17.9%)それぞれ減少したものの、分子の減少割合が分母の減少割合を上回ったことによるものである。

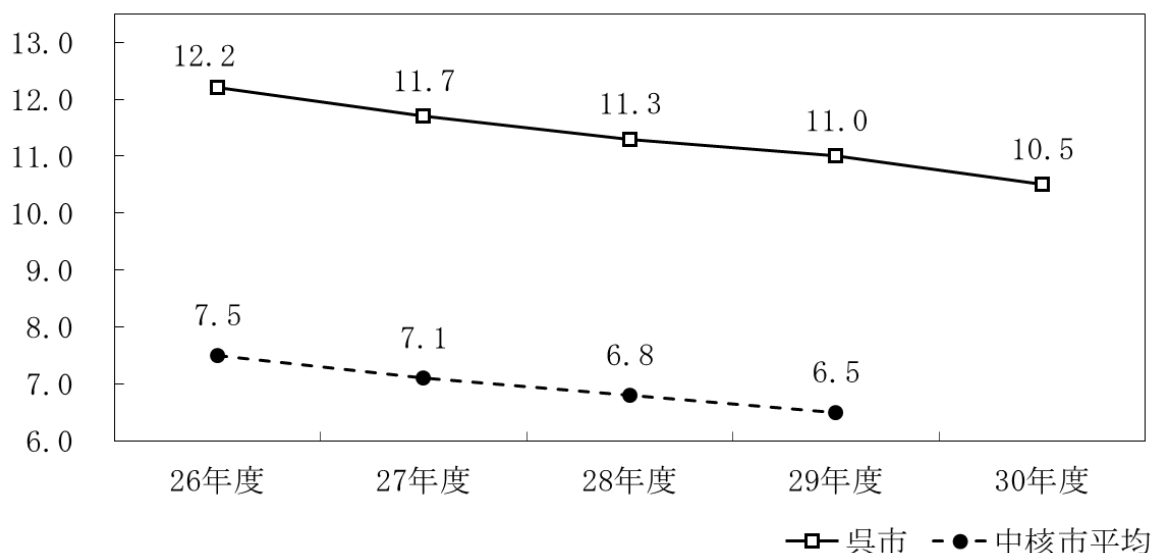
これにより、前述のとおり、実質公債費比率も低下している。

また、前年度の数値を中核市平均と比較してみると4.5ポイント上回っている。

なお、今後は、災害復旧・復興事業の財源として、地方債を借り入れることにより償還金が増加することも予想される。市債の借入れについては、財政の硬直化を招くことのないよう、計画的に交付税措置の高い有利な起債を活用するなど、健全な財政運営の確保に努められたい。

参考までに、実質公債費比率の最近5年間の推移は、第1図のとおりである。

第1図 実質公債費比率の推移



## エ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額（以下「将来負担額」という。）を把握し、その額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除したものである。

当年度の将来負担比率は86.6%で、前年度に比べ4.5ポイント上昇しているものの、早期健全化基準（350.0%）は下回っている。

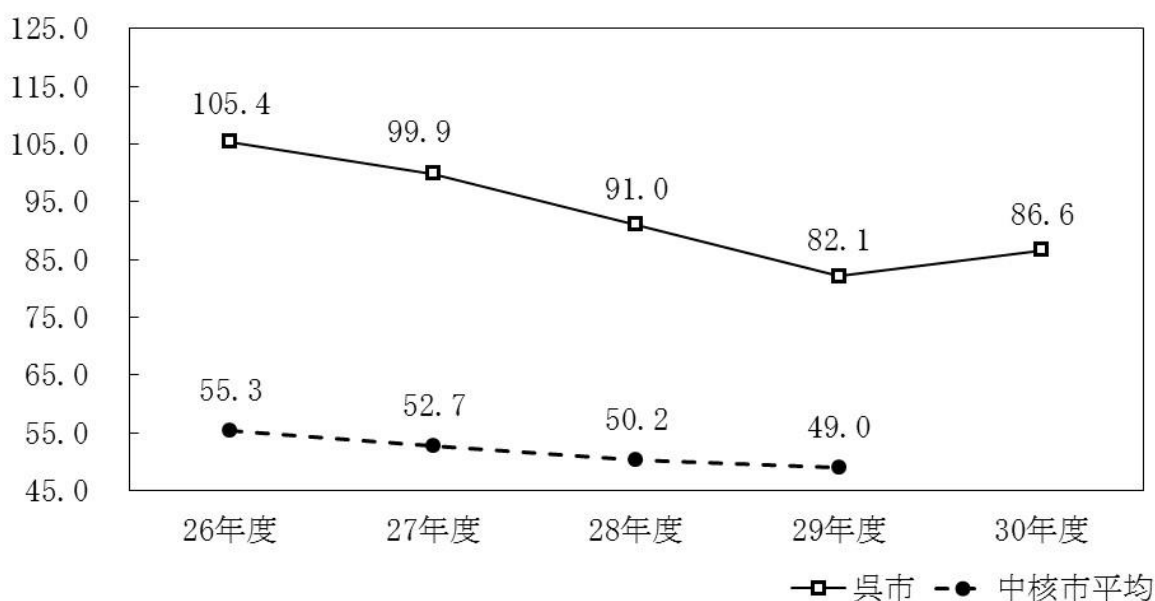
この主な要因は、財政調整基金等の減により将来負担額の控除財源である充当可能基金で2,217,494千円減少したことにより、実質的な将来負担額が前年度に比べ1,710,178千円（4.5%）増加したことによるものである。

また、前年度の数値を中核市平均と比較してみると33.1ポイント上回っている。

なお、今後も、災害復旧・復興事業の財源として、充当可能基金である財政調整基金の取崩しなどが予想されることから、効率的かつ効果的に事業を実施し、健全な財政運営の確保に努められたい。

参考までに、将来負担比率の最近5年間の推移は、第2図のとおりである。

第2図 将来負担比率の推移



(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 2 資金不足比率

### (1) 資金不足比率の状況

資金不足比率の状況は、第3表のとおりである。

第3表 資金不足比率の状況

区 分		平成30年度	平成29年度	(単位 %) 経営健全化基準	
法 適 用 企 業	病院事業会計	—	—	20.0	
	水道事業会計	—	—		
	工業用水道事業会計	—	—		
	下水道事業会計	—	—		
法 非 適 用 企 業	宅地造成 事業以外	集落排水事業特別会計	—		—
		地方卸売市場事業特別会計	—		—
		野呂高原ロッジ事業特別会計	—		—
		港湾整備事業特別会計	—		—
	宅地造成 事業	内陸土地造成事業特別会計	—		—
		臨海土地造成事業特別会計	—		—

(注) 1 資金不足額がない場合は、「—」で表示している。

2 経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

資金不足比率は、一般会計等の実質収支に当たる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

当年度の資金剰余額は、法適用企業では病院事業会計が159,461千円、水道事業会計が1,854,731千円、工業用水道事業会計が773,964千円、下水道事業会計が1,026,109千円となっており、法非適用企業では地方卸売市場事業特別会計が963千円となっている。その上、対象となる公営企業10会計において、資金不足額は発生していない。

しかし、下水道事業会計を始め、多くの会計で一般会計からの繰入金等があり、法非適用企業においては、当該繰入れにより収支均衡を図っているものもある。

については、当該繰入金等の減少を図るなど、一層、健全な財政運営の確保に努められたい。

### (2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。